

こんにちは! 社協です!!

ふれあいネットワーク

2018

9月

No.159

特集

今年もはじまります
赤い羽根共同募金運動



一宮町福知

ひ孫といっしょ

シリーズ158

塩見みよ子さん(93歳)

○寛太くん(6歳)

○知紗ちゃん(5歳)

○良太くん(2歳)

恭平さん・ゆりさん

■長男・長女・二男



赤い羽根
共同募金

10月1日▶12月31日

今年もはじまります 赤い羽根共同募金運動

（穴粟をもつと良くするために）

昭和22年（1947年）に始
まった赤い羽根共同募金運動
は、地域福祉活動やボランティ
ア活動を支える募金として、今
年71回目を迎えます。

長年にわたりご協力いただき
た寄付者のみなさまに心より感
謝申し上げますとともに、穴粟
をもっと良くするために、今
年もみなさまのあたたかいご支
援、ご協力をよろしくお願ひし
ます。

このたびの災害で役立った
赤い羽根共同募金

平成30年7月豪雨災害で被災
されたみなさまにお見舞いを申
し上げます。

穴粟市社協では、ボランティ
アセンターで被災者支援を含め
た対応を行い、延べ323人の
ボランティアの協力を得て、市
内で被災された方々の災害復旧

活動をお手伝いすることができ
ました。

このボランティアセンターの
運営費用の一部として、兵庫県
共同募金会からいただいた支援
金（約20万円）を活用し、「災
害時に役立つ共同募金」となり
ました。

**昨年の募金が、今年穴粟市
で活きています**

穴粟市で集めた募金の9割
は、穴粟のために活用されます。
そして残りの1割は、今回の
災害支援などの地域を超えた広
域的な課題を解決するために活
用されます。

昨年度は市内全域で、785
万円の募金をお寄せいただ
き、今年度、この9割にあたる
689万円が「配分金」として
穴粟に戻り、穴粟の地域福祉活
動に活用されています。

たくさんの方の協力により
募金運動を展開します

戸別募金や法人募金、街頭募
金といったさまざまな形で毎年
200万人というボランティア
の協力により共同募金運動は支
えられています。

穴粟でも、自治会長さんをはじめ、たくさんの方のご協力をいただき募金運動を展開していますのでよろしくお願いします。



読者の
感想より

こんにちわ！社協です!!を読み、元気な表紙の方やいきいきライフ、そして何よりボランティアの人々に元気をもらいます。この夏も乗り切りましょう（山崎町 女性）

こんにちわ！
社協です!!

地域の福祉力⑤



出前回転寿司で利用者のみな
さんがお客様に(7/26)

一人でも多くの方に 生きがいと夢を…

作業所あゆみ

このシリーズでは、住民のだれもが「ふだんのくらしのしあわせ(ふくし)」を実現できる地域づくりをめざした取り組みを紹介します。

千種町黒土に障がいのある人の就労と自立を支援する、就労継続支援B型「作業所あゆみ」があります。あゆみでは、販促品(販売促進ための品物)の組立や自転車ワイヤーの検品作業、パン、豆腐製品の注文販売や農園作業等、その人に合わせた作業が行われています。

そして、誕生日会やカラオケ大会、食事会、ちくさボランティアまつりや赤い羽根共同募金運動への協力、ブルタブの収集活動など、年間を通してさまざまな活動に取り組まれています。

7月の誕生日会では、作業所内がなんと回転寿司店に様変わり。「へい!いらっしゃい!」「何のネタにしましょうか」と、威勢のいい掛け声の職人さんが握るお寿司に舌鼓を打っていました。

また、「広島(原爆の子の像)の千羽鶴、私も折ったら飾ってもらえるの?」という声から千羽鶴折りが始まり、休み時間を利用し、1年をかけて折られた三千羽の鶴が広島へ届けられました。

「将来一般就労ができるよう、一人でも多くの方に生きがいと夢を与えるように」と、笑顔で話して下さった所長の河津光重さん。^{かわづみつしげ}これからも、利用者さんとスタッフのみなさんが、寄り添いながらあゆんでいけるといいですね。

(千種支部長 波多野好則)



【街頭募金の日程】

10月1日(月)

・Aコープちくさ店

午前11時~

・道の駅みなみ波賀

午前11時~

10月2日(火)

・咲ランドショッピングセンター

午前10時~

10月3日(水)

・道の駅播磨いちのみや

午前10時30分~

午前10時~



問い合わせ先
宍粟市共同募金委員会事務局
(宍粟市社会福祉協議会内)
☎72-8787

宍粟市共同募金委員会では、共同募金運動中に、街頭募金活動に協力いた
だけるボランティアを募集しています。
また募金箱を設置していただける企
業やお店も募集しています。
ご協力いただける方は、事務局まで
ご連絡ください。

街頭募金のお知らせ

けんりょうご 権利擁護の そだんコーナー



今月のそだん

長年連れ添った内縁の夫が死亡してしまいました。
私は相続できますか?

- Q** 長年夫Aと一緒に暮らしてきましたが、入籍はしませんでした。今年7月、Aが亡くなりました。Aには子や兄弟はおらず、両親は既に死亡していますし、Aは遺言も書いていません。
- 私は、妻として、Aの財産を相続できるでしょうか?相続できなくても、他の方法でAの財産を受け継ぐことはできますか?



- A** 残念ながら相談者は内縁の夫Aの財産を相続することはできません。しかし、相続財産管理人を選任した後、特別縁故者として財産を受け継ぐことができる可能性があります。

配偶者は常に相続人となるのですが、「配偶者」とは、客観的に確定する必要性が高いことから、戸籍上の配偶者である必要があります。相談者はAと入籍していないので、「配偶者」として相続人となることはできません。

ただし、相談者はAと長年連れ添っているので、「利害関係人」として、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を請求することができる可能性があります（なお、前提としてAの生前の戸籍全てをたどって相続人がいないか調べる必要等があります）。そして、相続財産管理人が調査してもAに隠し子などの相続人がいないことや不動産や預貯金等財産があることが確定すれば、相談者は「特別縁故者」として財産の一部または全部を受け継ぐことができるかもしれません。

とはいっても、Aの相続人の調査、相続人がいないとわかった場合の相続財産管理人選任申立て、特別縁故者の申立ては、戸籍をたどったり予納金が必要だったりと凄く大変で費用がかかります。Aのような方は生きている間に遺言を作つておくことが大切です。

【西神中央法律事務所(神戸市西区) 弁護士 荻埜 敬大】

このコーナーでは、皆さまから 郵便
または FAXで • 〒671-4137 実栗市一宮町閏賀300 実栗市社会福祉協議会
の相談や質問を受付けています。 • FAX 0790-72-8788

「ひ孫といっしょ」モデルさん募集 ～市内にお住まいの方いかがですか～

社協広報紙「こんにちは!社協です!!」で表紙を飾る『ひ孫といっしょ』。

現在、社協では「ひ孫といっしょ」のモデルさんを市内にお住いの方で同居に限らず広く呼びかけています。自薦他薦は問いません。

おじいちゃんとおばあちゃんとひ孫さんとの思い出づくりや記念のために、このコーナーへのご応募をお待ちしています。



「支え合い社会」 県民フォーラムに参加



8月28日(火)、神戸芸術センターで開催された「支え合い社会」県民フォーラム(兵庫県社協主催)に、本会役職員が参加しました。

パネルディスカッションでは、地域の居場所を拠点に交流・支え合いに展開する実践報告があり、これから地域での支え合いについて考えました。

*介護・福祉相談		*無料法律相談		*結婚相談	
月～金曜日	午前8時30分～午後5時30分	日時	10月19日(金)	日時	10月4日(木)、18日(木)
各支部窓口		会場	宍粟防災センター	会場	宍粟防災センター
午後1時～4時	6名予約制・お一人30分	お問い合わせ(結婚・法律)		午後6時～8時	午後1時～4時
		山崎支部(062-5530)			

相談無料
秘密厳守



暮らしの相談・お困りごとは社協へ!

読者の
感想より

中務先生、お元気そうで安心しました。本当に子ども好きのいい先生でしたよ(山崎町 女性)

